

昭和二十八年通商産業省令第四十三号

武器等製造法施行規則（昭和二十八年法律第百四十五号）に基き、および同法を実施するため、武器等製造法施行規則を次のように制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 武器（第三条—第十六条）
- 第三章 猶銃等（第十七条—第二十一条）
- 第四章 雜則（第二十二条—第三十八条）
- 附則

第一章 総則

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。（武器等の種類）

第二条 武器の種類は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる銃砲
- イ 次に掲げる銃
- イ 次に掲げる銃砲

（1）機関銃（機関けん銃を含む。以下同じ。）

（2）小銃

（3）機関銃（口径が二〇ミリメートル未満のものをいい、機関けん銃を除く。以下同じ。）

ロ 次に掲げる砲

（1）小口径砲（口径が一〇ミリメートル以上四〇ミリメートル以下の銃砲をいう。以下同じ。）

（2）中口径砲（口径が四〇ミリメートルを超える九〇ミリメートル未満の銃砲をいい、迫撃砲を除く。以下同じ。）

（3）大口径砲（口径が九〇ミリメートル以上の銃砲をいい、迫撃砲を除く。以下同じ。）

（4）迫撃砲

二 次に掲げる銃砲

ロ 次に掲げる砲

（1）第一種砲弾（小口径砲用の砲弾であつて、弾丸と薬きようどが自動的な方法によつて結合されるものをいう。以下同じ。）

（2）第二種砲弾（圧搾の方法によつて弾体に爆薬が充てんされる砲弾をいい、第一種砲弾を除く。以下同じ。）

（3）第三種砲弾（溶融して注入する方法によつて弾体に爆薬が充てんされる砲弾をいい、第一種砲弾を除く。以下同じ。）

（4）第四種砲弾（燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用される砲弾であつて、弾体に爆薬が充てんされないものをいい、第一種砲弾を除く。以下同じ。）

（5）第五種砲弾（第一種爆発物（圧搾の方法によつて弾体又は外殻に爆薬が充てんされる爆発物をいう。以下同じ。））

（6）第六種砲弾（第二種爆発物（溶融して注入する方法によつて弾体又は外殻に爆薬が充てんされる爆発物をいう。以下同じ。））

ハ 第三種爆発物（燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用される爆発物であつて、弾体又は外殻に爆薬が充てんされないものをいう。以下同じ。）

四 爆発物を投下し、又は発射する機械器具であつて、次に掲げるもの

イ 爆雷投射機

ロ ケット弾発射機

ハ 火炎発射機

ニ 魚雷発射管

ト 爆弾投下器

ホ 機関銃の銃身

ヘ 次に掲げる銃身

イ 次に掲げる銃

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲げる砲

イ 次に掲げる砲

ハ 次に掲げる砲

ニ 次に掲げる砲

ト 次に掲げる砲

ホ 次に掲げる砲

ヘ 次に掲

八 次に掲げる薬きよう  
小型薬きよう（銃弾の薬きようをいい、口径が二〇ミリメートルの小口径砲用の砲弾の薬きようを含む。以下同じ。）

（1） 中型薬きよう（小口径砲用の砲弾の薬きよう（口径が二〇ミリメートルの小口径砲用の砲弾の薬きようを除く。）及び中口径砲用の砲弾の薬きよう（口径が六〇ミリメートル以上の中口径砲用の砲弾の薬きようを除く。）をいい。以下同じ。）

（2） 大型薬きよう（大口径砲用の砲弾の薬きようをいい、口径が六〇ミリメートル以上の中口径砲用の鉄薬きようを含む。以下同じ。）

（3） 口径砲用の鉄薬きよう（口径砲用の鉄薬きようを含む。以下同じ。）

十 砲弾及び爆発物の部品であつて、次に掲げるもの

イ 火薬類が入つていかない機械信管（主として機械的な機構によつて発火する信管をいう。以下同じ。）

ロ 火薬類が入つていない電気信管（主として電気的な機構によつて発火する信管をいう。以下同じ。）

十一 爆発物の部品であつて、次に掲げるもの

イ ロケット弾の弾体  
手りゆう弾の弾体

十二 地雷の外殻  
爆雷の外殻  
機雷の本体の外殻  
魚雷の氣室  
ト 爆弾の弾体

2 猶銃等の種類は、法第二条第一項各号に掲げる物の別によるものとする。

第三条 法第三条の規定により武器の製造の事業の許可を受けようとする者は、様式第一の武器製造事業の許可申請

第二章 武器  
（製造事業の許可申請）  
第三条 法第三条の規定により武器の製造の事業の許可を受けようとする者は、様式第一の武器製造事業許可申請書を、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

二 左に掲げる事項を記載した事業計画書  
イ 武器の種類別の製造計画

三 武器の保管のための設備の明細  
ニ ハ 武器の製造の事業の収支見積  
ト 武器の製造の事業以外の事業を兼営する場合にあつては、その事業の概要  
ホ 武器の主たる材料、部品または附属品の製造を他に請け負わせ、または委託する場合にあつては、その計画

四 製造の許可を受けうる場合  
一 工場または事業場の図面ならびに武器の種類別の製造のための設備および武器の保管のための設備の配置図  
三 現に行つている事業の概要を説明した書類

二 工場または事業場の図面ならびに最近の財産目録、貸借対照表および損益計算書  
（製造の許可を受けうる場合）

三 現に行つている事業の概要を説明した書類  
四 法人にあつては、定款ならびに最近の財産目録、貸借対照表および損益計算書  
（製造の許可申請）

四 法人にあつては、定款ならびに最近の財産目録、貸借対照表および損益計算書  
（製造の許可を受けうる場合）

五 法第四条但書の経済産業省令で定める場合は、武器たる部品の交換を伴わない軽微な改造または修理を行う場合とする。

第五条 許可申請書に、当該武器の製造のための設備および保管のための設備の概要を記載した書類を添付し、武

附し、武器の製造を行ふ場所を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（技術上の基準）

第六条 法第五条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、別表の通りとする。

第七条 法第五条第一項第二号の経済産業省令で定める要件は、左の通りとする。

一 管理上支障がない場所にあること。

二 武器の製造数に応じた収容能力を有すること。

三 出入口に鉄製その他の堅固な扉が設けられている等盜難の防止のために適當な構造を有すること。

（法第五条第一項第五号ニの経済産業省令で定める者）

第七条の二 法第五条第一項第五号ニの経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により武器の製造の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第八条 法第七条第二項の規定により武器製造事業者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第三条の規定により種類の変更の許可を受けようとする者は、様式第四の武器種類変更許可申請書を、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

第九条 法第八条第一項の規定により種類の変更の許可を受けようとする者は、様式第四の武器種類変更許可申請書を、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（承継の届出）

第十条 法第十条第一項の経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）は、別表の工作のための設備の特定設備の項目に掲げるものとする。

（特定設備の新設等の許可申請）

第十二条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）は、別表の工作のための設備の特定設備の項目に掲げるものとする。

（特定設備の新設等の許可申請）

第十三条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）は、別表の工作のための設備の特定設備の項目に掲げるものとする。

（特定設備の新設等の許可申請）

第十四条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）は、別表の工作のための設備の特定設備の項目に掲げるものとする。

（特定設備の新設等の許可申請）

第十五条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）は、別表の工作のための設備の特定設備の項目に掲げるものとする。

（特定設備の新設等の許可申請）

第十六条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）は、別表の工作のための設備の特定設備の項目に掲げるものとする。

（特定設備の新設等の許可申請）

第十七条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）は、別表の工作のための設備の特定設備の項目に掲げるものとする。

（特定設備の新設等の許可申請）

第十八条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）は、別表の工作のための設備の特定設備の項目に掲げるものとする。

（特定設備の新設等の許可申請）

第十九条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）は、別表の工作のための設備の特定設備の項目に掲げるものとする。

（特定設備の新設等の許可申請）

第二十条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）は、別表の工作のための設備の特定設備の項目に掲げるものとする。

（特定設備の新設等の許可申請）

第二十一条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）は、別表の工作のための設備の特定設備の項目に掲げるものとする。

（特定設備の新設等の許可申請）

第二十二条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）は、別表の工作のための設備の特定設備の項目に掲げるものとする。

（特定設備の新設等の許可申請）

第二十三条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）は、別表の工作のための設備の特定設備の項目に掲げるものとする。

（特定設備の新設等の許可申請）

第二十四条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）は、別表の工作のための設備の特定設備の項目に掲げるものとする。

（特定設備の新設等の許可申請）

一 左に掲げる事項を記載した特定設備新設等計画書

(イ) 当該申請にかかる武器の種類別の製造計画

(ロ) 当該申請にかかる特定設備の明細（改造にあつては、改造前と改造後とを対照しやすいように記載すること。）

ハ 当該申請にかかる武器の種類別の製造のための設備（特定設備を除く。）に変更をきたす場合にあつては、その変更の概要

二 当該申請にかかる武器の保管のための設備に変更をきたす場合にあつては、その変更の概要

ホ 特定設備の新設、増設または改造に要する資金の額およびその調達方法

二 当該申請にかかる武器の種類別の製造のための設備の配置図

(保管規程の認可申請)

**第十二条** 法第十一条第一項の規定により保管規程の認可を受けようとする者は、様式第六の保管規程認可申請書に、保管規程（変更する場合にあつては、変更箇所についての明細を記載した書類）を添附し、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 保管規程は、工場または事業場の事情に応じて、第七条に掲げる事項その他武器の亡失または盜難の防止に関する必要な事項の細目について定めるものとする。

**第十三条** 法第十一条第一項の規定により工場または事業場の移転の許可を受けようとする者は、様式第七の武器工場等移転許可申請書に、移転後の工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 移転後の工場または事業場における武器の種類別の製造のための設備の明細を記載した書類

二 移転後の工場または事業場における武器の種類別

**第十四条** 法第十三条の規定により事業の廃止を届け出ようとする者は、様式第八の武器製造事業廃止届出書を、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

**第十五条** 法第十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、左の通りとする。

一 契約の相手方の氏名または名称および住所  
二 武器の種類別および規格別の数（分割して引き渡す場合にあつては、引渡の期日ごとの数）  
三 対価または報酬の計算の基礎  
四 対価または報酬の改訂ならびに支払の方法および条件に関する契約の条項  
五 契約の届出事項

一 契約の相手方の氏名または名称および住所  
二 武器の種類別および規格別の数（分割して引き渡す場合にあつては、引渡の期日ごとの数）  
三 対価または報酬の計算の基礎  
四 対価または報酬の改訂ならびに支払の方法および条件に関する契約の条項  
五 契約の相手方の氏名または名称および住所

ハ 報酬ならびに支払の方法および条件  
(写の提出)

**第十六条** 第三条第一項、第五条、第八条、第九条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第

十三条第一項または第十四条の規定により経済産業局長を経由して経済産業大臣に申請書または届出書を提出する者は、申請書または届出書およびその添付書類の写を工場もしくは事業場の所在地または武器の製造を行う場所を管轄する経済産業局長（第十三条第一項の場合にあつては、移転前および移転後の工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

第三章 猶銃等  
(製造事業の許可申請)

**第十七条** 法第十七条第一項の規定により猶銃等の製造の事業の許可を受けようとする者は、様式第九の猶銃等製造事業許可申請書に、工場または事業場の図面を添附し、工場または事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

**第十八条** 法第十八条但書の規定により猶銃等の製造を行う場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。  
(製造の許可申請)

**第十九条** 法第十九条第一項の規定により猶銃等の販売の事業の許可を受けようとする者は、様式第十一の猶銃等販売事業許可申請書を店舗の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(販売事業の許可申請)

**第二十条** 法第十七条第二項および第十九条第二項において準用する法第五条第一項第二号の経済産業省令で定める要件は、左のとおりとする。

一 管理上支障がない場所にあること。

二 左のイまたはロに該当するものであること。

イ 金属性製のロッカーその他堅固な構造を有する収納設備であつて、当該くさり等に確実に施錠できるもの

ロ くさり等によつて猶銃等を堅固に固定しうる設備であつて、当該くさり等に確実に施錠できる錠を備えているもの

三 保管する猶銃等の数量に応じた収容能力を有すること。

四 容易に持ち運びできないこと。

五 非常の際外部に通報することができる装置を備えていること。ただし、当該保管設備の附近に当該装置を備えている場合は、この限りでない。

(準用)  
二 左のイまたはロに該当するものであること。

イ 金属性製のロッカーその他堅固な構造を有する収納設備であつて、当該くさり等に確実に施錠できる錠を備えているもの

ロ くさり等によつて猶銃等を堅固に固定しうる設備であつて、当該くさり等に確実に施錠できる錠を備えているもの

**第二十一条** 第七条の二、第八条、第九条第一項、第十三条第一項および第十四条の規定は、猶銃等の製造または販売の事業に準用する。この場合において、第七条の二中「武器の製造」とあるのは「猶銃等の製造または販売」と、第八条中「武器製造事業者」とあるのは「猶銃等製造事業者または猶銃等販売事業者」と、「様式第三の武器製造事業承継届出書」とあるのは「様式第十二の猶銃等製造（販売）事業承継届出書」と、「工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗の所在地を管轄する都道府県知事」と、第九条第一項中「様式第四の武器種類変更許可申請書」とあるのは「様式第十三の猶銃等種類変更許可申請書」と、「工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗の所在地を管轄する都道府県知事」と、第十三条第一項中「工場または事業場」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗」と、「様式第七の武器工場等移転許可申請書」とあるのは「様式第十四の猶銃等工場等移転許可申請書」と、「工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗の所在地を管轄する都道府県知事」と、第十四条中「様式第八の武器製造事業廃止届出書」とあるのは「様式第十五の猶銃等製造（販売）事業廃止届出書」と、「工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗の所在地を管轄する都道府県知事」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載事項)

**第二十二条** 法第二十一条の経済産業省令で定める事項は、武器又は獵銃等の種類別及び規格別に次に掲げるものとする。

一 製造をし、引き渡し、又は引渡を受けた武器又は獵銃等の数

二 武器又は獵銃等を製造し、引き渡し、又はその引渡を受けた年月日

三 武器又は獵銃等を引き渡し、又はその引渡を受けた相手方の氏名又は名称及び住所

四 引き渡し、又は引渡を受けた獵銃等の製造番号

(電磁的方法による記録)

**第二十二条の二** 前条各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法)その他他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。により記録され、必要に応じ電子計算機その他機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて法第二十三条に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

2 前項の規定による記録をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(証票)

**第二十三条** 法第二十五条第三項の証票の様式は、様式第十六の通りとする。  
(意見の聴取)

**第二十四条** 法第二十条第一項の意見の聴取(経済産業大臣がした処分に係るものに限る。)は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十一條第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

**第二十五条** 議長は、前条の意見聴取会を開こうとするときは、その期日の一週間前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の内容を審査請求人及び参加人に通知し、かつ、公示する。

**第二十六条** 議長は、必要があると認めるときは、関係行政府の職員、学識経験のある者その他の参考人に意見聴取会への出席を求めることができる。

**第二十七条** 利害関係人(参加人を除く。以下第三十二条において同じ。)又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもつて、当該事案について利害関係があることを疎明しなければならない。

**第二十八条** 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

2 意見聴取会においては、審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。

**第二十九条** 議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があるときは、議長は、審査請求書は不穏な言動をする者を退去させることができる。

**第三十条** 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合においては、議長は、次回の期日及び場所を定め、関係人に通知しなければならない。

**第三十一条** 意見聴取会においては、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、当該調書に議長が記名押印しなければならない。

一 事案の表示  
二 意見聴取会の期日及び場所  
三 議長の職名及び氏名  
四 審査請求人又は出席したその代理人の氏名及び住所  
五 出席した利害関係人又はその代理人の氏名及び住所  
六 陳述の要旨  
七 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 前各号に掲げる事項のほか、意見聴取会の経過に関する主要な事項

**第三十二条** 審査請求人、参加人若しくは第二十七条の規定による疎明をした利害関係人又はこれらの代理人は、当該事案に関する調書を閲覧することができる。

**第三十三条** 削除

(電磁的記録媒体による手続)

**第三十四条** 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)及び様式第十七の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第三条第一項の武器製造事業許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類(同号に掲げる定款を除く。)

二 第五条の武器製造許可申請書及び添付書類

三 第八条の武器製造事業承継届出書

四 第九条第一項の武器種類変更許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類

五 第十二条第一項の特定設備新設等許可申請書及び同条第二項第一号に掲げる添付書類

六 第十二条第一項の保管規程認可申請書及び保管規程

七 第十三条第一項の武器工場等移転許可申請書並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる添付書類

八 第十四条の武器製造事業廃止届出書

(条例等に係る適用除外)

**第三十五条** 第十七条から第十九条まで、第二十一条及び第二十三条(都道府県知事の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めがあるときは、その限度において適用しない。

**第三十六条** 第十七条から第十九条まで、第二十一条及び第二十三条(都道府県知事の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附 則

この省令は、法の施行の日(昭和二十八年九月一日)から施行する。

**附 則** (昭和二九年七月一五日通商産業省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三七年一〇月一日通商産業省令第一一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三八年五月一日通商産業省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政府の処分その他の不不服申立てについては、この省令の施行後も、

2 行前に生じた事項についても、適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この省令の施行前にされた異議の申立その他の不服申立てについては、この省令の施行後も、なお従前の例による。

**附 則** (昭和三八年五月一日通商産業省令第八一号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四二年一月一二日通商産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三九年八月一二日通商産業省令第八一号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四三年二月一四日通商産業省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四六年五月一日通商産業省令第四七号)

この省令は、昭和四十六年五月一日から施行する。

**附 則** (昭和四六年五月一日通商産業省令第四七号)

この省令は、昭和四十六年十月二十日から施行する。

この省令は、昭和四十六年十月二十日から施行する。

この省令は、昭和四十六年十月二十日から施行する。

**附 則**（平成四年一月三日通商産業省令第四号）  
この省令は、平成四年二月一日から施行する。

(施行期日)

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する  
**附 則**（平成八年三月一日通商産業省令第一四号）  
この省令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、様式第一から様式

木司録一ノ本木司録二ノ本の已工期定は、公布的日から施行する。

附 貝  
（平成九年三月二七日通商産業省令第三十九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成九年四月九日通商産業省令第六七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一〇年三月二〇日通商産業省令第三四号）抄  
二の省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月三十日通商産業省令第五三号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則**  
**(平成一二年一〇月一三日通商産業省令第二二二号)**

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

(施行期日) 二〇一〇年三月三十日

この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から

**附 則**（平成十四年三月二十六日経済産業省令第四二号）  
この省令は、平成十四年三月二十六日から施行する。

この省令の施行の際現に武器等製造法第三条の許可を受けてい  
る設備に係る技術上の基準の適用については、この省令の施行のい

によることができる。

附 則(平成二十八年三月二十六日経済産業省令第四二号)  
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則**  
**(令和元年七月一日経済産業省令第十七号)**  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の

行する。  
附 則  
(令和元年九月一日経済産業省令第三六号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を目的とする法津の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日經濟產業省令第九二号）

**（施行期日）**  
**一条** この省令は、公布の日から施行する。

**二条** (経過措置) この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式

う。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気の法律の施行に半う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）

式によるものとみなす。次回二つの日程アーティスト用（第二回）

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条に一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第

**別表** 附 則（令和五年二月一八日経済産業省令第六三号）この省令は、公布の日から施行する。



出弾体	大型擁	出弾体	中型擁	出弾体	小型擁	体切削弾	弾丸の先付け機	架砲大の口砲径	架砲中口砲径	架砲小の口砲径	迫撃砲の砲身
						擲出プレス					砲身ホーニング盤
銅環締付け機	旋盤	熱処理設備	機械プレス又は液圧プレス	加熱炉	旋盤	銅環締付け機	熱処理設備	溶接装置	旋盤	旋盤	旋盤
ばかり	精密比較測長機	引張強さ試験機	精密比較測長機	引張強さ試験機	かたさ試験機	かたさ試験機	引張強さ試験機	引張強さ試験機	かたさ試験機	かたさ試験機	かたさ試験機

機械プレス又は液圧プレス	旋盤	溶接装置	溶接機	溶接機	溶接機	溶接機	溶接機
小型薬庄底機（金属製のものを製造する場合に限る。）	銅環締付け機	かたさ試験機（金属製のものを製造する場合に限る。）	引張強さ試験機（金属製のものを製造する場合に限る。）	かたさ試験機（金属製のものを製造する場合に限る。）	引張強さ試験機（金属製のものを製造する場合に限る。）	精密比較測長機（金属製のものを製造する場合に限る。）	精密比較測長機（金属製のものを製造する場合に限る。）
きょう口絞り機（金属製のものを製造する場合に限る。）	圧伸機（金属製のものを製造する場合に限る。）	きょう口焼鉈機（金属製のものを製造する場合に限る。）	点火口打抜き機（金属製のものを製造する場合に限る。）	樹脂製のものを製造する場合に限る。）	樹脂製のものを製造する場合に限る。）	薬きょう寸法検査機	薬きょう寸法検査機
大型薬庄底プレス（金属製のものを製造する場合に限る。）	射出成形機（合成樹脂製のものを製造する場合に限る。）	点火口打抜き機（金属製のものを製造する場合に限る。）	起縁加工機（金属製のものを製造する場合に限る。）	金型温度調節機（合成樹脂製のものを製造する場合に限る。）	金型温度調節機（合成樹脂製のものを製造する場合に限る。）	かたさ試験機（金属製のものを製造する場合に限る。）	かたさ試験機（金属製のものを製造する場合に限る。）
中型薬庄底プレス（金属製のものを製造する場合に限る。）	樹脂製のものを製造する場合に限る。）	樹脂製のものを製造する場合に限る。）	面取り機（金属製のものを製造する場合に限る。）	機械プレス又は液圧プレス（金属製のものを製造する場合に限る。）	機械プレス又は液圧プレス（金属製のものを製造する場合に限る。）	引張強さ試験機（金属製のものを製造する場合に限る。）	引張強さ試験機（金属製のものを製造する場合に限る。）
きょう口絞りプレス（金属製のものを製造する場合に限る。）	きょう口焼鉈機（金属製のものを製造する場合に限る。）	きょう口焼鉈機（金属製のものを製造する場合に限る。）	引張強さ試験機（金属製のものを製造する場合に限る。）	かたさ試験機（金属製のものを製造する場合に限る。）	かたさ試験機（金属製のものを製造する場合に限る。）	精密比較測長機（金属製のものを製造する場合に限る。）	精密比較測長機（金属製のものを製造する場合に限る。）
きょう旋盤（旋盤を製造する場合に限る。）	ボール盤	かたさ試験機	かたさ試験機	かたさ試験機	かたさ試験機	精密比較測長機	精密比較測長機
フライス盤	引張強さ試験機	引張強さ試験機	引張強さ試験機	引張強さ試験機	引張強さ試験機	ブロツクゲージ	ブロツクゲージ
治具中ぐり盤（時計信管を製造する場合に限る。）	精密比較測長機	精密比較測長機	精密比較測長機	精密比較測長機	精密比較測長機	精密比較測長機	精密比較測長機
歯切り盤（時計信管を製造する場合に限る。）	ばね試験機（ばねを有する構造のものを製造する場合に限る。）	ばね試験機（ばねを有する構造のものを製造する場合に限る。）	ばね試験機（ばねを有する構造のものを製造する場合に限る。）	ばね試験機（ばねを有する構造のものを製造する場合に限る。）	ばね試験機（ばねを有する構造のものを製造する場合に限る。）	ばね試験機（ばねを有する構造のものを製造する場合に限る。）	ばね試験機（ばねを有する構造のものを製造する場合に限る。）
機械プレス（時計信管を製造する場合に限る。）	振動試験機	振動試験機	振動試験機	振動試験機	振動試験機	振動試験機	振動試験機
信管衝撃試験機	測秒試験機	測秒試験機	測秒試験機	測秒試験機	測秒試験機	測秒試験機	測秒試験機
水密試験装置（水中武器用機械信管を製造する場合に限る。）							

ベンディングロール又は機械プレス若しくは液圧プレス

樣式第1

様式第1 (平8通座令14・平9通座令67・平12通座令222・令元経座令17・令2経座令92・一部改正)

武器製造事業許可申請書

年 月 日

経済産業大臣

申請者 氏名または名称および法人に  
あつてはその代表者の氏名

下記の通り武器の製造の事業の許可を受けたいので、別紙書類を添えて、申請します。

主たる事務所の名称および所在地	
工場（事業場）の名称および所在地	
武器の種類および種類別の月間予定製造数	
事業開始の予定期限	

備考

- 武器等製造法施行令第5条で定める手数料に相当する額の収入印紙をはること。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2 (平8通産令14・平9通産令6・平12通産令222・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

## 武器製造許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 聞

申請者 氏名または名称および法人に  
あつてはその代表者の氏名

下記の通り武器の製造の許可を受けたいので、別紙書類を添えて、申請します。

主たる事務所の名称および所在地	
製造を行う場所	
製造を行う理由	
武器の名称、数その他製造に関する事項の明細	
製造の開始および終了の予定期日	
他に引き渡す場合にあつては、その引渡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3 (平8通産令14・平9通産令6・平12通産令222・令元経産令17・令2  
経産令92・一部改正) 武器製造事業承継届出書

年 月 日

経済産業大臣

届出者 氏名または名称および法人に

下記の通り武器製造事業者の地位を承継したので、別紙書類を添えて、届け出ます。

且々の事務所の名称および所在地	
被承継者の氏名または名称および主たる事務所の所在地	
工場、事業場の名称および所在地	
承継の期日	
被承継への武器の製造の可否	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4 (平成24年4月・平成24年7月・平成24年10月・平成24年12月・令和2年2月  
様式第4-1・一部改訂)

武器機器変更許可申請書		取 入 印 紙
年　月　日		
経済産業大臣 殿		
申請者 氏名または名前および法人名 あつてはその代表者の氏名		
下記の通り武器の種類の変更の許可を受けたいので、別紙書類 を添えて、申請します。		
主たる事業所の名前および 所在地		
工場(事業場)の名前および 所在地		
実施する武器の種類および 数		
武器の製造の事業の許可		
備考		

- 1 武器等製造法施行令第5条で定める手数料に相当する額の  
収入印紙を付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5 (平成24年4月・平成24年7月・平成24年10月・平成24年12月・令和2年2月  
様式第5-1・一部改訂)

各元販売新設等許可申請書		取 入 印 紙
年　月　日		
経済産業大臣 殿		
申請者 氏名または名前および法人名 あつてはその代表者の氏名		
下記の通り新設計画の新設(増設・改設)の許可を受けたいの で、別紙書類を添えて、申請します。		
主たる事業所の名前および 所在地		
工場(事業場)の名前および 所在地		
新設(増設・改設)を行 う理由		
特定期間の名前および数		
新設(増設・改設)後の 武器の種類の別月別元製造 数		
武器の製造の事業の許可		
備考		

- 1 武器等製造法施行令第5条で定める手数料に相当する額の  
収入印紙を付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6 (平成24年4月・平成25年4月・平成26年4月・平成27年4月・平成28年4月)

様式第7 (平成28年4月・平成29年4月・平成30年4月・平成31年4月・平成32年4月)

経済産業大臣 殿	年 月 日
申請者 氏名または名前および法人に あつてはその代表者の氏名	
下記の通り保管規制の認可を受けたいので、別紙書類を添え て、申請します。	
計らる事務所の名称および 所在地	
工場(事業場)の名称と および所在地	
制定または変更の別	
変更する場合にあって は、その理由	
武器の製造の事業の許可 番号	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

経済産業大臣 殿	年 月 日
申請者 氏名または名前および法人に あつてはその代表者の氏名	
下記の通り武器の工場(事業場)の施設の許可を受けたいの で、別紙書類を添えて、申請します。	
主たる事務所の名称および 所在地	
移転地(事業場)の名称および 所在地	
移転する理由	
移転する場合の「事業の種類別の 区分別実績台数」 月別実績台数	
移転の日の予定期日	
武器の製造の事業の許可 番号	

- 備考 1. 武器等製造法施行令第5条で定める手数料に相当する額の  
支入用紙をすること。  
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4 とすること。

様式第8 (平5年通第14、平9通第60、昭12通第22、令元通第17、令2通第2)・附  
規則第24(一項改定)

## 武器製造事業届出書

経営者大臣 殿 年 月 日

氏名または名前および法人に  
あつてはその代表者の氏名

下記の通り武器の製造の事業を廃止したので、届け出ます。

主たる事務所の名前および 所在地	工場(本業地)の名前および 所在地
廃止の理由	
廃止の期日	
兵器の製造の事業の許可番号	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第9 (平5年通第14、平9通第60、昭12通第22、令元通第17、令2通第2)・附  
規則第24(一項改定)

## 弾薬等製造事業認可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 氏名または名前および法人に  
あつてはその代表者の氏名

下記の通り弾薬等の製造の事業の許可を受けたいので、別紙書類を添えて、申請します。

工場(本業地)の名前および 所在地	弾薬等の種類
弾薬等の設備の名称	おもじ様
保管のための設備の明細	
事業開始の予定期間	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第10 (平成26年4月・平成27年4月・令和元年4月・令和2年4月) 第1回  
税金等製造許可申請書

都道府県知事 殿  
年 月 日

申請者 氏名または会社名に  
あつてはその代表者の氏名

下記の通り製造等の製造の許可を受けたいので、申請します。

製造を行なう場所	
製造を行う理由	
税金等の種類および量額	
製造のための設備および 保管のための設備の概要	
製造の開始日および終了の 予定期日	
他に引き渡し場合にあつ ては、その概要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11 (平成26年4月・平成27年4月・令和元年4月・令和2年4月) 第1回  
税金等販売事業許可申請書

都道府県知事 殿  
年 月 日

申請者 氏名または会社名に  
あつてはその代表者の氏名

下記の通り製造等の販売の事業の許可を受けたいので、申請しま  
す。

店舗の名稱および所在地	
営業等の種類	
保管のための設備の明細	
事業開始の予定期間	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12 (平8年4月1・平9年4月1・令元5月1日・令2年5月1日) 第一弾  
改正) 索性等製造(販売) 事業者登録届出書

都道府県知事 殿  
届出者 氏名または名前および法人に  
下記の通り承認等認定(観光)事業者の地位を承継したので、  
別紙書類を添えて、届け出ます。

工場(事業場・店舗)の 名前および所在地	年 月 日
被承継人の氏名または名 称	
承継 の 期 日	
被承継人の承認等認定 (観光)の事業の許可番号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13 (平8年4月1・平9年4月1・令元5月1日・令2年5月1日) 第一弾  
改正) 索性等機種変更許可申請書

都道府県知事 殿  
申請者 氏名または名前および法人に  
下記の通り承認等の機種の変更の許可を受けたいので、申請し  
ます。

工場(事業場・店舗)の 名前および所在地	年 月 日
変更する承認等の機種	
被承継のうちの機種または 同種のうちの機種を承継して いる場合にあっては、その承継の 機種を承継してある場合は、その 機種の機種(販売)の事 業の許可番号	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第1-4 (平5通知令4・平9通知令7・令2通知令2)、令2通知令2・一部  
(改正)

都道府県知事 殿	年 月 日
申請者 氏名または名前および法人に あつてはその代表の氏名に	
下記の通り営業等の工場(事業場・店舗)の移転の許可を受け たいので、申請します。	
工場(事業場・店舗)の 名前および所在地	
移転後の工場(事業場・店 舗)の名称および所在地	
移転する理由	
移転後の工場(事業場・ 店舗)における競争のた めの設備の整備および渠 道のための設備の明細	
移転の完了の予定期日	
営業等の認可番号(販売) 事業の許可番号	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第1-5 (平5通知令4・平9通知令7・令2通知令2)、一部  
(改正)

都道府県知事 殿	年 月 日
届出者 氏名または名前および法人に あつてはその代表の氏名に	
下記の通り営業等の製造(販売)の事業を廃止したので、届け 出ます。	
工場(事業場・店舗)の 名前および所在地	
廃止の理由	
廃止の期日	
営業等の認可番号(販売) 事業の許可番号	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第16 (平成22年・新規) 表

12号シナリメートル	
武器等製造法第25条第3項 の規定による立入検査証	
第 号	
欄名および氏名	
年 月 日生	年 月 日発行
8センチメートル	

裏

**第25条 経済産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限りにおいて、その職員に、武器製造事業者、銃砲登録事業者及び銃砲等販売事業者の工場、事業場、店舗、事務所又は倉庫に立ち入り、その者の所有、貯蔵、管理の他の物件を検査させ、又は取締者に質問させることがある。**

**2 警察官、監察官又は海上保安官は、人や生命身体若しくは財産が危険又は公共の安全の保護のため特に必要があること、銃砲登録事業者、銃砲等販売事業者又は銃砲登録事業者の武器等は銃砲等を保有する者等に立ち入り、關係者が質問に入ることがある。その身分を示す証票を拂拭し、關係者に呈示しなければならない。**

**3 前2項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を拂拭し、關係者に呈示しなければならない。**

**4 第1項又は第2項の規定による立入検査及び質問の権限は、如何なるために認められたものと解釈してはならない。**

**第34条 左の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。**

**4 第25条第1項の立入検査を拒み、妨げ、若しくは脅迫し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者**

(都道府県知事)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

収入印紙	経済産業大臣殿	氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住 所		

武器等製造法第1条第1項の規定による申請(又は届出)に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下とのおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

1. 電磁的記録媒体に記録された事項
2. 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 法令の条項については、当該申請(又は届出)の適用条文名を記載する。
- 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載することとともに、二枚以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
- 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該申請(又は届出)の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
- 5 「収入印紙」の欄には、収入印紙をはることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、収入印紙をはり付ける。
- 6 該当事項がない欄は、省略する。